

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和8年度 第1回

令和8年7月1日（水）開催

1 日 時 令和8年7月1日(水) 15時02分～16時03分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中5名出席

伊藤慎一 臼木智昭 嵯峨 宏 堀井 潤 松本和人

労働者委員 5名中4名出席

小玉恵子 佐藤成樹 佐貫さおり 新関直人

使用者委員 5名中4名出席

小野秀人 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

千葉労働局長 小林労働基準部長 佐々木賃金室長

佐藤賃金室長補佐 田原賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 令和8年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について

(2) 令和8年度審議方針について

(3) 令和8年度審議日程について

(4) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第51期)

資料番号2 令和8年度審議方針(案)

資料番号3 令和8年度審議会等開催予定(案)

資料番号4 令和8年度答申日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金)

資料番号5 秋田地方最低賃金審議会運営規程

資料番号6 秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領

資料番号8 秋田地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領

資料番号9 関係する法条項等

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和8年度第1回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

私は本日の進行をつとめます、事務局の杉本と申します。不行き届きな点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

委員の任期は昨年度から今年度までの2年間となっております。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

なお、労働者側の曾我章生委員から5月29日付けで辞職の申し出がありましたので、補欠委員候補者の推薦に関する公示等の所定の手続きを行った結果、労働者側の新しい委員として6月16日付けで佐藤成樹氏を任命しております。現職は連合秋田事務局長です。それでは佐藤委員からひと言ご挨拶をお願いいたします。

○佐藤委員

この度、労働者代表委員に任命されました、連合秋田事務局長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○杉本賃金調査員

ありがとうございました。

また、労働者代表の後藤委員の職名がJAM秋田オルガナイザーに変更となっております。その他、委員の変更はございません。

現在の秋田地方最低賃金審議会委員につきましては、会議資料1において名簿を掲載しておりますのでご確認願います。

本審議会には、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名、合計13名の委員が、ご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席」が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席委員は、使用者代表境田委員と労働者代表後藤委員でございます。

次に、秋田労働局長及び本審議会の事務局を務めます職員を紹介させていただきます。初めに、秋田労働局長の千葉です。続いて、労働基準部長の小林です。賃金室の職員ですが、賃金室長の佐々木です。賃金室長補佐の佐藤です。賃金指導官の田原です。

それでは、これからの議事進行につきましては、臼木会長をお願いいたします。

○臼木会長

皆様、またこの季節を迎えることになりました。本年度も会長を拝命いたしま

すけれども、まずもって、この会議、この審議会の円滑な進行、それから皆様方のご納得が得られるような議事進行に努めてまいりたいと思います。また同時に、公益委員代表の一人ということでもありますので、行司役として、公平中立な立場で皆様方の審議に当たってまいりたいと思いますので、どうぞ今年度もよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、議事の方に入ってまいりたいと思います。水色の冊子の表紙1枚開けていただきますと、議題が入っております。議題1は、令和8年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問についてとなっております。秋田労働局長から改正諮問があるようですので、諮問をお受けしたいと思います。それでは、お願いいたします。

○千葉局長

最低賃金法第12条及び第10条第1項に基づき、令和8年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問申し上げます。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて結構です。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

カメラ撮りはここまでとさせていただきます。報道機関の方々は、ご協力をお願いいたします。

それでは会長引き続きよろしくお願いいたします。

○臼木会長

ただ今、秋田労働局長から諮問をお受けしました。

事務局から各委員に本諮問文の写しを配付してください。配付が終わりましたら、読み上げてください。

○佐々木賃金室長

それでは、秋田県最低賃金の改正決定についての諮問文を読み上げます。

(写)

秋労発基0701第3号

令和8年7月1日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 臼 木 智 昭 殿

秋田労働局長

千 葉 裕 子

秋田県最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、秋田県最低賃金(昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

○臼木会長

諮問にあたりまして、局長からご挨拶をいただきたいと思います。

○千葉局長

秋田労働局長の千葉でございます。よろしくお願い申し上げます。

令和8年度の最低賃金改正決定の諮問にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、審議会委員として審議にご協力をいただきますことに、御礼申し上げます。

さて、2026年春闘の全国平均の妥結状況は、賃上げ額、また賃上げ率ともに昨年と同じような高水準となっているところでございますが、一方で、物価上昇も続いている状況になっております。また、足元ではこの間の中東情勢に伴う経済活動への影響や、懸念の声が一部聞かれているわけではございますが、委員の皆様方には、これらの点にもご配慮いただきながら、充実した審議をお願いしたいと存じます。

最低賃金につきましては、皆様、ご承知の通りではありますが、すべての労働者の賃金の最低額を、罰則をもって担保する制度として、大変重要な役割になっており、またその重要性はますます高くなっております。

今年度の審議にあたりましては、私ども事務局として、皆様のご要望等に迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、県民の期待に応えるべく活発かつ充実したご審議をお願い申し上げまして、諮問に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臼木会長

ありがとうございました。

ただ今、局長から「秋田県最低賃金の改正決定」について調査審議を求められたところです。本日の諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項の規定により

「秋田地方最低賃金審議会専門部会」を設けて、そこで調査審議することとなります。

それでは、事務局から諮問後の事務的な手続き等について、説明してください。

○佐々木賃金室長

それでは、私から説明申し上げます。

本日、令和8年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問いたしましたので、本審議会として最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から、意見を聴くこととなります。このための公示を本日举行します。

また、専門部会委員の推薦公示につきましても本日、行います。

公示期間につきましては、意見聴取の公示期間は令和8年7月22日水曜日まで、また、専門部会委員の公示期間を7月17日金曜日までといたしますので、ご承認をお願いいたします。

○臼木会長

「意見聴取」と「最低賃金専門部会」の委員の候補者の推薦等の公示に係る事務手続きについて、事務局から説明のあったとおり、進めていくこととしてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、事務局の案に従ってそのように進めてください。

続きまして、次に、議題2「令和8年度審議方針について」を審議いたします。事務局から説明してください。

○佐々木賃金室長

審議方針案につきましては、資料2としてお付けしております。

あらかじめ公益委員及び労使の各代表委員に、昨年度の審議方針を改正する必要があるかについてご意見を求めましたところ、改正する必要はないとのことで一致しましたので、令和8年度審議方針(案)として提案いたします。要点のみご説明いたします。

この審議方針(案)の1の(1)のエに『専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用すること』と

あります。

最低賃金審議会令「第6条第5項」には「審議会は、あらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりますので、専門部会において「全会一致」で決議がなされれば専門部会の決議をもって本審の決議に代えるというものであります。

なお、「全会一致」で決議がなされた場合でも、本審の場で報告をさせていただきます。

○臼木会長

本年度の審議方針は、この資料2にあります審議方針(案)のとおりとすることによろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、そのように決定いたします。

なお、事務局の説明にもありましたように、当審議会は審議会令「第6条第5項」の適用を定めておりますので、専門部会では、是非「全会一致」の決議に向けて円滑な審議にご協力をお願いいたします。

続きまして、議題3「令和8年度審議日程について」審議いたします。事務局から審議日程について説明してください。

○佐々木賃金室長

それでは、今年度の審議日程について提案させていただきます。

資料3をご覧ください。本年度は、6月26日金曜日に目安諮問が行われましたが、現時点で中央最低賃金審議会から目安答申がなされる日程については確定しておりません。

昨年度は目安答申が8月4日に行われた例もありましたので、お示しした審議日程は、あくまでも8月初旬までには目安答申がなされるであろうことを想定し、委員の皆様のご都合を確認したうえで、規定による定足数を満たす委員の出席が確保され、審議会及び専門部会が有効に成立しつつ、労使各側の要望も取り入れた中で、できる限り早期の改正発効を目指すこととしたものであることにご留意いただきたいと思います。

表をご覧ください。第2回の本審、第1回専門部会、第2回専門部会、第3回

専門部会、第3回の本審、につきましては8月3日月曜日から8月18日火曜日までの間を想定して、開催し、中賃の目安については第2回本審で伝達させていただきたいと考えております。

第3回専門部会まで結審とならなかった場合は、8月19日水曜日以降の予備日の中で再度調整しまして、第4回以降の専門部会を開催して参りたいと考えております。

なお、特定最低賃金に関する特別小委員会、改正の必要性の有無の審議の開催につきましても、予備日の中で調整して開催することとしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

資料4をご覧ください。8月5日水曜日に開催しますと、当日は専門部会も開催する予定ですので、審議の状況によっては10月1日発効も可能となっております。

また資料3に戻っていただきまして、さらに、10月に特定最低賃金の改正審議にかかる専門部会を開催する予定としており、今後日程調整させていただくこととなりますので、日程確保にご協力をお願いいたします。

なお、地域別最低賃金の答申が遅れますと、必然的に特定最低賃金の審議、発効日も後ろ倒しになる、ということになりますので、ご承知おきください。以上でございます。

○臼木会長

例年、この時点で、おおよその審議日程等が示されて、スケジュールを皆様に予定していただくということが、例年ですと、この審議会の中で話をさせていただけるのですが、昨年に引き続きまして、中央の審議会の目安を決定するご審議の状況が、結論を出すタイミングが確定的なところが見えてこないということもありまして、昨年8月の下旬に目安額の提示があったという、過去の例で言うと、最も遅い提示だというふうに伺っていますけれども、そういった遅い目安額の提示を想定した上で、私どもの秋田の審議会の日程を組んでいただいたというふうにご理解をいただければと思います。

ただ今の事務局の提案につきまして、何かご質問確認されたい事項等ありましたら、挙手等していただければと思いますが、いかがでしょうか。

あくまで中央の審議会の目安額が決定されれば、確定的な情報はその都度お出しいただくということになると思います。逆に言いますと、流動的な面も多々ありますので、現段階においては、このご提案の資料3にある日程を一つの目処として、随時調整をさせていただきつつ、審議会を開催するということになりますが、そういったことでよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

では、そのとおり進めさせていただきたいと思います。

次に、議題4「その他」についてです。事務局から何かありますか。

○佐々木賃金室長

私から4点ご説明申し上げます。1点目は意見聴取について提案になります。

2点目は令和7年度第6回秋田地方最低賃金審議会でのご要望に対するご回答です。

3点目は本日の机上配布資料「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理、令和8年6月23日」の説明です。

4点目は、こちらも机上配布資料の「賃金引き上げ等の支援策と参考資料集」についてご説明させていただきたいと思います。

それでは早速1点目、意見聴取について提案させていただきます。さきほど、局長から最低賃金の決定についての諮問がありましたので、事務局では本日、最低賃金法第25条第5項に基づく諮問に係る意見聴取の公示を行います。この意見聴取の公示に対しましては、昨年も意見書の提出がありましたので、事務局では今年も意見書が提出されるものと考えております。

仮定の話で大変恐縮ではございますが、円滑な審議会運営に資するため、意見書が提出された場合、第1回専門部会で、意見書を提出したものの中から意見聴取する方向で事務局が調整してよろしいかについてご審議いただきたく、提案させていただきます。

ただし、例年と同様でないケースの場合には、改めてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○臼木会長

それでは、意見聴取について審議いたします。この提案は、円滑な審議会運営のため、例年通り意見書の提出が複数予想される想定の下で、意見書の提出があった場合、意見書を提出していただいた方々の中から意見聴取をするということで、その日時を含めて、予め議決していただきたいという提案になります。仮に意見書の提出があった場合、第1回専門部会で意見聴取することとしてよろしいですか、何か意見がありますか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、仮に意見書の提出があれば、意見聴取することといたします。その場合は、第1回専門部会で実施する方向で事務局が日程等調整をお願いします。

それでは続いて、令和7年度第6回秋田地方最低賃金審議会でのご要望がなされておりましたので、それについての回答を事務局から説明をお願いします。

○佐々木賃金室長

令和7年度第6回秋田地方最低賃金審議会においてご要望のありましたことについて、ご回答させていただきます。

机上配付しております、横長のA4の資料をご覧ください。『令和6年度「平均値・中央値」及び「平均値・中央値に占める最低賃金の割合」』と書かれたものでございます。

こちらは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査に基づいた秋田県の平均値、中央値のデータを用意していただきたいというご要望をいただいておりますので、ご準備させていただきました。本日配付の資料は、令和6年度の集計データでございます。令和7年度につきましては、現在取りまとめ準備中ですので、次回の審議会ではご提供できる予定であります。

資料の説明につきましては、田原賃金指導官より行わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田原賃金指導官

ご説明させていただきます。この表にある賃金の平均値とは通常の平均となりまして、労働者全ての賃金額を労働者数で除したものとなります。

また、賃金中央値とは、全ての労働者の賃金を高い方から、あるいは低い方から順番に並べた時に、最高値から数えた時と最低値から数えた時の順番が同じになるところの賃金額が中央値となります。

表の縦列の左側が秋田県のデータ、右の列が全国のデータとなり、それぞれの平均値と中央値を表示しています。

さらに平均値と中央値のそれぞれについて、一般労働者と、一般労働者に短時間労働者を含めた常用労働者の数値を表示しています。

また、表の横の行については給与区分を表したものとなっております。以上で

す。

○臼木会長

ありがとうございます。それでは続いて、机上配布資料「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」ということで、中央の審議会の全員協議会になります。今年度の審議に向けた論点の整理というようなことで、これはWeb等でもリリースされて公表されているのですが、これが令和8年6月23日、つい先日公表されたものですが、この内容について、私どもの審議に関係する部分も多々ございますので、事務局から内容についてご説明をお願いしたいと思います。

○佐々木賃金室長

それでは、私からご説明申し上げます。ただいま、会長からもお話がありましたけれども、令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点等について、中央最低賃金審議会に関する全員協議会において、令和8年2月27日から審議され、6月23日の第3回目で「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」が取りまとめられ、同審議会から報告がなされ地方最低賃金審議会に通知されたものですので配付資料により伝達させていただきます。

かなりボリュームがございますので、要点を絞った説明とさせていただきます。大きな1として、令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題については、目安額を大幅に上回る答申が、近隣県等との最下位回避の意識のもと、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかと、地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見性が損なわれるおそれがあることなどの課題があったと考えられる。令和8年度以降の審議に向けて主に2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

大きな2として、近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方については、(1)課題として、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上額となったのではないかと、との指摘がある。

目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたこと等、令和7年度の特殊事情があったのではないかと。

(2)対応方針として、近隣県等との金額のみの比較だけで、当該地域の最低賃

金額を決めることや最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは、適切でなく、法定３要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金を決定すべきである。

目安額に大幅な上乗せをするのであればその判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。

前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議ではその影響等を公労使委員間で確認したうえで、審議を行うべきである。

大きい３番、発効日についての考え方について（１）課題として、令和７年度は、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解に「引上げ額とともに発効日についても十分議論を行う。」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会で、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に１０円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金の大幅な引上げがあった１１県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。

令和７年度は指定日発効が急増し、発効日に大きなばらつきが生じた。一方で地域間の発効日の極端なばらつきは最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるものであれば、労使双方の予見可能性を損なう恐れがある。

地方から発効日をどのように決めればよいのかわからないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。支払い準備の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

（２）発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認では、越年発効となった背景については県により様々であるものの、高い引上げ額に言及していた。

発効日が越年した県における求人賃金の状況について、パートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ３月発効の群馬県・秋田県の両県において、令和７年度改定後の地域別最低賃金の額を下回る求人の割合が、令和７年７月時点で約６割であったものが、令和８年２月時点で約１割となっていた。以下も同様に発効日を後ろ倒しとなった影響について本省が調査確認した内容が記載されております。

また、別添の参考資料２から６にデータなども含めて記載されておりますので、

後程ご覧ください。

(3) 全員協議会における議論について、発効日は法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日(公示の日から起算して30日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日)」とされている。

引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論したうえで決定することを明確にすべきという意見があった。就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みに持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。

他方で、特に令和7年度においては事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって賃金原資の確保、給与規定の見直し、就業調整の抑制などの観点から、一定の意義があったと考えられるという意見があった。

発効日の設定次第では、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば交渉材料として扱われている。

(4) 対応方針について、指定日発効とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で十分に議論して決定すること。

発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規定の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等でできる限り明らかに示したうえで決定すべきこと。指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。とされております。

以下、(1) ランク区分の見直し、(2) EU指令についての考え方につきまして、今後の議論に向けて意見が出されましたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされておりますので、本日の説明は省略させていただきます。以上です。

○臼木会長

ありがとうございます。これはあくまで、中央の審議会の先生方が、前年度、令和7年度の地方全体、我が国の地方全体の審議会の審議結果を踏まえて、課題あるいは、何か問題があれば論点を整理して、どういう方針で今年度の議論に向かうか、といったようなことを現時点で整理をしたという位置づけですので、これがそのまま私たちの審議に直接拘束力を持つような話に、今、直ちになってくるというわけではありませんので、そこは誤解のないようにしていただきたいということは、一点あるのですが、一方で、論点を整理して、対応方針を議論されているということを踏まえたと、そうは申し上げても、やっぱり地方の審議会に対して、ある程度何らかの方針やガイドラインや、審議のやり方についてのメッセージが、目安額とともにきっと我々に示されるのだらうなということも、また予想されるところでございます。

昨年度は、かなり最低賃金の議論が注目を集めたということ。それから、時の政権の一つの公約と言いますか、主要な政策として、賃金を早期に引き上げていくといったようなことの中に、一つの方法として、この最低賃金を引き上げていくというようなことも入っておりましたので、関係大臣が積極的に地方に出向いて議論をされたり、あるいは、都道府県によっては、秋田県もそうですが、そういったことを後押しするための補助制度なども勘案しながら、議論を、我々直接ということではないのですが、賃金を引上げる方向で後押ししたいというような注意のメッセージや、あるいは秋田県の特殊な事情で申し上げると、二年連続で最下位はなんとか避けてほしいといったような、県民擁護のような、そういったメッセージも我々にかかなり大きなプレッシャーとしてかかっていたというふうに記憶しております。ただ、今年度の全員協議会の考え方、論点整理のお話を拝見するにつけ、昨年度のいろいろな議論の経過、結論が、結果として、こういう形になったということは一旦、リセットしていただく必要がきっとあるのだらうなと思います。例えば発効日は結果として、いつになるというのは議論の中で決まると思うのですが、3月31日ありきとか越年ありきとかではなくて、基本的には法定発効日を基準として議論を進めていかないといけないのだらうなということです。

さらに目安額というのを基本的には尊重して議論を進めていくということになるということです。大幅な引上げを決めていく際には、それなりに数字も含めた根拠を、これは公益委員がではなくて、皆さんと一緒に、その数字がなぜその数字になっていくのかっていうロジックを詰めていく必要があるのだらうということも考えられます。もう一つ大きいところは、隣の県がとか、何々の県が何円

になったから一円乗せるというのは、相当厳しく、ありていに申し上げると、そういう議論はいかがなものかというようなご指摘も、中央の委員から出されておりますので、そういう意味では、他県がどうのというのは、我々にかかっているプレッシャーを考えると、最下位にならない、隣の県との比較ということは考慮せざるを得ないんですが、それが理由になるということではないということも、今年度に関してはご理解をいただいて、マインドセットを新たにさせていただいて、議論していただく必要があるのかなと思っております。

加えて申し上げると、今年度の賃金改定にあたって、法的な支援というのは、今のところ私の方では予定があるようなことは伺っておりません。後で説明がありますが、例年通り賃金引上げをサポートする生産性改善の補助金等の国の支援制度はもちろんありますが、特例的な支援制度というのは、今回は特にご用意されているというのは秋田県、あるいは、秋田県内の自治体からの話は、私は承っておりませんので、そういう意味でも一昨年の状態に一旦戻るのかなというふうに思っておりますので、この論点整理に、委員の皆様、それぞれご意見はあるかと思うのですが、一旦中央の方では、そういった方針で議論がこれから進んでいくということをご理解いただきたいということが一番大きいところで一つと、それから昨年はというのはなかなか言い訳にならないので、例年通り、皆さんと一緒に数字を積み上げながら議論してまいりたいということ、ぜひこの資料を読みながらご確認いただければということで、お話をさせていただきたいというふうに思いました。本来であれば質疑応答の部分なのですが、私の方からお話をさせていただきました。

ただ今のこの資料のことについて、何かご質問とかコメントとか、確認とかございましたら、委員の先生方、お話いただければと思いますが、いかがでしょうか。かなり分厚い資料ですので、もし何かお気づきの点があれば、この会議が終わった後でも、事務局の方にメールやお電話等で聞いていただいてもよろしいかと思います。それでは先に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員多数

はい。

○臼木会長

では4つ目の、賃金引上げ等の支援策と参考資料集について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○佐々木賃金室長

それでは私から説明させていただきます。机上配付させていただきましたカラーの印刷物になります。一つ目としては、「賃金引き上げ」支援助成金パッケージのリーフレットです。

こちらは、昨年度から引き続き実施しているものですが、賃金引上げに関する企業のいろいろなニーズに対応するため、今年度も関連する様々な助成金をパッケージとして紹介したものになります。

上段が、賃金引上げのための生産性向上の取組み支援策として「業務改善助成金」、中段が非正規労働者の賃金引上げを行う、正規労働者との格差是正の支援として「キャリアアップ助成金」、労働時間の削減等の取組みにあわせ賃上げの加算実績にも助成する「働き方改革推進支援助成金」など、さらには裏面にも掲載しておりますが、事業主のニーズに合わせた様々な助成金を用意されております。また、秋田労働局内のどの部署が担当になっているか、わかりやすくした受付窓口一覧も作成しております。

二つ目としては「令和8年度業務改善助成金」のリーフレットです。助成金を活用し、賃金引上げと業務改善に取り組みたい、という事業所の方にはぜひ検討していただきたい制度ですが、概要としては、事業場内最低賃金を50円以上引き上げ、生産性の向上に資する設備投資などを行った場合に、その設備投資にかかった費用の一部を最大で600万円助成する、という制度です。中小企業・小規模事業者であって、事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満であること等が申請者の単位となっています。

ここで、昨年度の業務改善助成金との大きな違いの一つとして、申請期間の変更がございます。昨年度は4月14日から、2期に分かれて、最終的には令和7年度の秋田県最低賃金の発効日前日の令和8年3月30日までの申請期間となっておりましたが、今年度は令和8年9月1日から地域別最低賃金の発効日の前日又は11月30日のいずれか早い日となっております。

三つ目としては、「秋田働き方改革推進支援センター」のリーフレットになります。「秋田働き方改革推進支援センター」では、社会保険労務士等が、賃金の引上げとそれに伴う生産性向上のための設備投資などにかかる業務改善助成金の相談やその他各種助成金の活用などについて、無料で相談に応じておりますので、積極的にご活用いただけるよう周知を行っているところです。

四つ目として、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」をまとめたものになります。1には業務改善助成金など「賃金引上げに関する支援」として①～④の4つの支援策、2には「生産性向上に関する支援」として⑤～⑮の11の支援策、3には「取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援」として⑯～⑳の5つの支援策、4には「資金繰りに関する支援」として㉑

～②の2つの支援策、5には「その他、雇用(人材育成)に関する支援」として②③～②⑨の7つの支援策、6には「相談窓口」として③⑩～③③の4つの相談窓口などが記載されておりまして、これらの支援策を紹介したマニュアルも作成して、より分かりやすいように解説するようにしております。

五つ目としては「最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ」には、さらに業務改善助成金、キャリアアップ助成金、デジタル化・AI導入補助金、ものづくり補助金、省力化投資補助金をまとめたもののリーフレットとなっております。

これまでの説明で共通いたしますのは、厚生労働省、経済産業省、中小企業庁による横断的な支援施策として支援していくというものとなっております。

六つ目としては、賃上げに取り組む経営者の皆様へ賃上げ促進税制を強化するものとなっております。

七つ目としては「賃金引き上げ特設ページ」のリーフレットになります。厚生労働省ではWeb上に特設ページを開設し、賃金引上げを実施した企業の取組事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引上げに参考となる情報を掲載しています。監督署においては定期監督時など、このページを活用し、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等の資料を提供して支援を行っております。

HPでは、秋田県の「秋田酒造株式会社」様の取組事例が紹介されておりますので、是非一度ご覧いただければと思います。

平成27年度から令和7年度の業務改善助成金申請・交付決定件数一覧表と令和7年度都道府県別・月別申請件数一覧です。令和7年度5月末の全国確定値、赤字で囲っておりますが、申請件数27,674件、交付決定件数19,471件といずれも前年度を上回っております。

赤字の秋田県の申請件数は335件、昨年度は141件でしたので2.37倍となっております。

賃金の引上げ等の支援策につきましては、これまでも局内の雇用環境・均等室や職業対策課、訓練課と連携して、あらゆる機会をとらえて関係団体、事業場に対して周知を図ってきたところですが、昨年度はこれらに加え秋田県と連携してあきた賃上げ緊急支援金の説明会に秋田労働局も参加する等周知の幅を広げることにも取り組みいたしました。また、秋田駅前ビルのデジタルサイネージでの広報や、ポケットティッシュ配布による広報も行ったところです。今年度も改定最低賃金の発効に向け、様々な手法により広く伝わりますよう早期に周知広報に取り組んで参りたいと思っております。賃金引上げ等の支援策についての説明は以上です。

続きまして、田原賃金指導官から参考資料集について説明いたします。

○田原賃金指導官

それでは、私の方から参考資料集について簡単にご説明いたします。

それでは、資料1「令和8年春闘 各機関別賃上げ集計状況」をご覧ください。こちらには、連合、経団連、厚生労働省が集計した賃上げ率、妥結額が記載されております。連合の令和8年の集計結果は、最終集計前の第6回の集計結果となっております。連合集計全体の賃上げ率は、昨年同時期の5.26%と比較して0.24ポイント減の5.02%で、減少に転じたものの、引き続き5%を超える結果となっております。全体のうち組合員数300人未満の中小組合の引上げ率は4.70%で、昨年同時期と同率となっております。

また、経団連が行った第1回集計結果では、従業員数500人以上の大手企業では賃上げ率5.46%となっており、昨年同時期に引き続き5%超の賃上げ率となっております。従業員数500人未満の中小企業の賃上げ率につきましては、現時点で公表されておりました。

また、厚生労働省の結果もまだ出ておりませんので、資料1に関しましては結果が公表され次第、表に入れ込んでお示ししたいと思います。

資料2は秋田財務事務所発表の「県内経済情勢報告(令和8年4月判断)」です。1ページの総論「総括判断」では「県内経済は緩やかに持ち直しつつある。」としています。

資料3は「令和7年4月の標準生計費」、資料4は「秋田市における一人世帯標準生計費」、資料5は「生活保護基準額」となっております。

資料6は「生活保護基準の推移」です。令和8年10月の表記につきましては、確定したものではありませんが、令和8年10月から特例加算の額が1,500円から2,500円に引上げられる予定との情報があったことから、表に挙げています。

資料7は「令和7年賃金構造基本統計調査の概況」です。都道府県別のきまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額が掲載されている資料を1ページ目に、2ページ目以降が「令和7年の概況」となっております。

資料8は「令和7年 秋田市消費者物価指数(年報)」、資料9は「消費者物価指数 秋田市(令和8年4月分)」です。資料9の令和8年4月分の秋田市の概況を見ますと、総合指数は2020年(令和2年)を100として115.2となっており、前月比は0.7%の上昇、前年同月比は1.8%の上昇となっております。

資料10は「秋田県鉱工業生産指数月報」です。令和8年3月の秋田県鉱工業生産指数は、季節調整済指数が88.3(前月比4.6%減)で2か月連続で減少しています。

資料11は「毎月勤労統計調査 令和7年平均の概況(秋田県)」、資料12は「毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和8年3月分)」です。資料12の1ページ「3月分速報」では事業所規模5人以上の常用労働者の現金給与総額は、288,662円で前月比11.9%の増、前年同月比では5.4%の増となっております。

資料13は「秋田県内の雇用情勢(令和8年5月分)」です。有効求人倍率は1.14倍で、前月比0.03ポイント減となっています。県内の雇用情勢は「求人は求職を上回って推移しているものの、緩やかに減少している。物価上昇等が与える影響について注意する必要がある。」といった状況となっています。

資料14は日本銀行秋田支店発表の「県内金融経済概況(2026年6月24日)」です。基調判断の項目にある県内概況は「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している。」としています。

資料15は同じく日本銀行秋田支店発表の『秋田県内「全国企業短期経済観測調査」結果』(2026年3月調査)となっております。

資料16は「秋田県企業倒産状況」の資料となります。1ページ目は、2025年(令和7年1月～令和7年12月)の倒産状況を表したものです。倒産件数は63件と直近10年で最多であり、負債総額は倒産件数の増加や、大型倒産や中堅規模の倒産の発生により、前年比で大幅に増加しています。

2ページ目は、2025年度(令和7年4月～令和8年3月)の倒産状況を表したものです。2025年度は通年で一定のペースの倒産が発生しており、倒産発生件数は過去10年で最多、負債総額も前年比で倍増という結果となっています。5ページ目以降は、1から4ページの資料の基となる、東京商工リサーチ秋田支店発表のデータを添付しております。

直近の2026(令和7)年5月の状況を取りまとめてご説明しますと、「倒産件数は2か月連続で減少した」とする一方で、「他県で発生した倒産による連鎖や取引先減少の発生などによる、県内企業への影響の可能性」を示唆しており、「引き続き倒産は一定のペースを維持する可能性が高い」としています。

以上、16種類の資料を準備させていただきましたので、今後の審議の参考としていただければ幸いです。

なお、第2回本審開催までに新しいデータが発表されたものについては、最新資料を配付させていただく予定です。私からは以上となります。

○臼木会長

ありがとうございました。

ただいまの枠組みとしての支援策の概要、それから、皆様方がご審議いただくにあたって参考となるようなデータ、資料等についてご説明をいただきました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問や確認しておきたいことなどございますか。

特にないようですので、次に移りたいと思います。事務局から何か補足説明等ございますか。

○佐々木賃金室長

それでは私の方から、報道関係者からの照会に対する対応についてお願いとなります。資料7をご覧ください。「審議会の公開に関する事務処理要領」となっております。事務処理要領の4番の①にありますように、審議会の概要につきまして、事務局が対応することといたしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○臼木会長

ありがとうございます。

あらかじめご用意した議題等につきましては以上となりますが、ご参加いただいている先生方から何かございますか。

それでは本日の秋田地方最低賃金審議会を終了させていただきたいと思います。

冒頭でご説明あった通り、8月に本審並びに専門部会の開催を予定しておりますが、中央の審議会の進捗具合、それから目安の提示される日程に応じて、若干調整、前後する可能性がありますので、事務局から改めて開催日についてご相談させていただくことになると思います。それでは本日はどうもありがとうございました。お疲れ様でした。